

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）等について（概要）

令和8年7月22日
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ
高圧ガス保安室・ガス安全室

1. 概要

本改正は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）における制度整備や運用見直しに係る有識者・関係業界団体等による議論等の結果を踏まえ、①高圧ガス製造保安責任者免状等のプラスチックカード化等の交付に係る規定の整備、②引用規格の改正に伴う例示基準として適用可能な地震動の拡大、③容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第7号）における引用規格の改正の反映、④その他運用の適正化について、関係省令・通達等の改正等を行うものである。

2. 対象

<改正>

○省令

- ・高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和41年通商産業省令第54号）（以下「試験則」という。）
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）（以下「LP則」という。）

○通達

- ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（20181105保局第5号）（以下「耐震告示運用通達」という。）
- ・容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第7号）（以下「容器則例示基準」という。）
- ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）（以下「基本通達」という。）

<廃止制定を行う通達>

- ・高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第2条の運用及び解釈について（以下「施行令関係告示通達」という。）

3. 改正等の主な内容

① 高圧ガス製造保安責任者免状等のプラスチックカード化等の交付に係る規定の整備【試験則、LP則、基本通達】

試験則、LP則及び基本通達において、高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状、液化石油ガス設備士免状、充てん作業講習修了証及び高圧ガス移動監視者講習修了証

をプラスチックカードにより交付するための規定を整備するとともに、試験則及びLP則において受験願書の顔写真を免状の写真として利用可能とするための規定を整備するほか、試験則においては氏名変更の場合についても免状の再交付を可能とするための規定の整備を行う。

② 引用規格の改正に伴う例示基準として適用可能な地震動の拡大【耐震告示運用通達】

耐震告示運用通達において引用している規格（KHKS 0861 及び KHKS 0862）が改正され、局所的な地震動を考慮した耐震評価の算定手法が確立されたことから、例示基準として適用出来るよう改正を行う。

③ 容器則例示基準における引用規格の改正に伴う年号更新【容器則例示基準】

容器則例示基準において引用している規格のうち、「アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準 KHKS 0121」について、既存の試験手順の適正化等の改正が 2025 年に行われた。この改正を踏まえ、高圧ガス保安協会が一般詳細基準審査を行った結果、容器則に規定する機能性基準に適合するものであると認められたため、容器則例示基準において引用している当該規格の年号を更新する改正を行う。

④ その他運用の適正化【基本通達、施行令関係告示通達】

過去の改正内容の反映等、規定の適正化を行うため、基本通達の改正や施行令関係告示通達の廃止制定を行う。

4. 公布・施行予定

令和 8 年 9 月 公布・施行（予定）